

請 願 文 書 表

(文化市民局)

受 理 番 号	3 6 4	受理年月日	令和 7 年 2 月 21 日
件 名	選択的夫婦別姓制度の早期導入に向けた国会審議の要請		
要 旨	日本では、婚姻における夫婦別姓が認められないために、望まない改姓、事実婚、通称使用などによる不利益や不都合を強いられる人が多く存在している。夫婦同姓を法律で定めているのは日本だけである。婚姻の際、96パーセントが夫の姓になっており、女性に多大な負担となっている。 通称使用では、旧姓併記、旧姓使用での法的根拠がないために、本人であることを疑われたり、様々な事務手続の煩雑さがある。働く女性にとっては改姓によってキャリアが中断されるとの声も切実で、通称使用の拡大では根本的解決にならない。 女性差別撤廃委員会は夫婦同姓を義務付ける民法第750条は差別的規定に当たるとして、2003年以降繰り返し、その改正を勧告してきた。2024年10月には、第750条を改正する措置が何も採られていないと厳しい表現で勧告し、再び、2年以内に実施状況の報告を求めている。 法務大臣の諮問機関である法制審議会は1996年、選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申した。最高裁判所は2015年と2021年に夫婦同姓の強制は違憲ではないと判断しつつも、複数の反対意見が付され、制度の在り方は国民の判断、国会に委ねるべきとしている。 選択的夫婦別姓制度は、同姓か別姓かを選択できるようにするもので、誰も強制されることのない仕組みである。 最近の世論調査では約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成し、若年層ほど賛成が多くなっている。2024年6月には、日本経済団体連合会が導入を求める提言を発表した。同制度の導入を求める地方議会の意見書も次々採択されている。 2024年10月の衆議院選挙を経て、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する政党が国会で多数となり、同制度を直ちに導入することは国会が日本国民に対して果たすべき責任である。 ついては、選択的夫婦別姓制度を直ちに導入するための国会審議を進めるよう求める意見書を、国及び政府に提出することを願う。		
請 願 者			
紹 介 議 員	赤阪 仁、えもとかよこ、やまね智史		
付託委員会	文教はぐくみ委員会		